

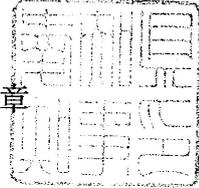
3 水大第 6.89 号

令和3年10月13日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課

調整・計画グループ

電 話 052-954-6221 (ダイヤル)

## 説明

環境基本法（平成5年法律第91号。以下、「法」という。）に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）に大別されています。

生活環境項目のうち水生生物の保全に係る水質環境基準（水生生物保全環境基準）については、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育又は生育環境の保全を目的として、公共用水域ごとに応じた水域類型を設け、個々の水域に対して水域類型を指定する方式をとるものとして、2003（平成15）年度に国が基準を設定しています。

この水域類型を当てはめる水域指定に関する事務は、法16条第2項第2号口の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされています。（法16条第2項第1号により政府が指定を行う水域を除く。）

このため、三河湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行うにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。